

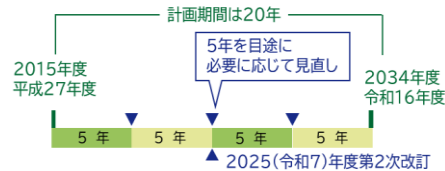
1. 基本的事項 (第1章)

(1) 計画の位置づけ

- 「生物多様性基本法」第13条に基づき、県が策定した法定計画。
- 「生物多様性国家戦略」などの考え方を踏まえ、「本県における生物多様性の保全と、その持続的な利用に関する、中・長期的な考え方や具体的な取組」を示したもの。

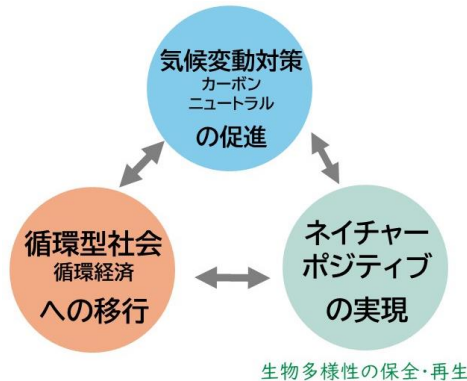
(2) 計画期間

- 計画期間: 2015(平成27)年度～2034(令和16)年度の20年間



(3) 第2次改訂の趣旨

- 2023(令和5)年に策定された「生物多様性国家戦略2023-2030」において、「ネイチャーポジティブの実現」が盛り込まれたことから、本県においても取組を促進するため、本計画を見直したもの。
- ネイチャーポジティブの実現には、これまでの自然環境保全の強化に加え、「気候変動対策の促進」や「循環型社会への移行」を同時に進めていく必要がある。



2. 生物多様性をめぐる動向 (第2章)

(1) 生物多様性と生態系サービス (2) 生物多様性の危機

- 森、川、沼、水田、干潟や海など様々な環境の中で、多様な生きものが自然を介して他の生きものとの間に関わりを持っている状態を「生物多様性」という。
- 私たちの生活やビジネスは、生物多様性を基盤とする生態系サービスによって成り立っている。
- 資源の過剰な利用や土地の改変、環境汚染、外来生物の持ち込みなどの人間活動により、地球レベルで生物多様性は失われ続けている。
- 生物多様性の減少の影響は生きものだけでなく、私たちの社会生活、経済にも及んでいる。

(3) 国際社会の動向

- 生物多様性条約第15回締約国会議(2022年12月)において「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。
- この枠組では、「2030(令和12)年までに、ネイチャーポジティブのための緊急の行動をとる」との世界目標が掲げられた。

(4) 国内の動向

- 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択を受け、ネイチャーポジティブの実現を目指す「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定された。
- 2050年ビジョンとして「自然と共生する社会」、2030(令和12)年に向けた目標「ネイチャーポジティブの実現」が掲げられ、5つの基本戦略が示されている。

3. 宮城の生物多様性の現状と課題 (第3章)

(現状)

- 2020(令和2)年の第1次改訂時に、「20の目標指標」を設定。2023(令和5)年度までの5か年で、10の目標指標を「達成」、7つの目標指標は「増加傾向」と概ね順調に取組を進めている。
- その他3つの目標指標は「減少」しているが、一時的な経済活動などの停滞や高齢化による担い手不足なども要因となっている。

(課題)

- これまでの自然環境の保全対策等の強化に加え、気候変動や循環型社会の取組との連携強化、生物多様性と調和・貢献する企業活動の推進、県民一人ひとりのライフスタイルの転換など、総合的な対策が必要となっている。

4. 基本方針と基本的取組の主な変更点 (第4章、第5章)

◆ 「3つの基本方針」

「ネイチャーポジティブ」の実現に向けて、生物多様性を意識した暮らしや、社会経済活動を選択する社会を目指して、基本方針の趣旨を拡充。

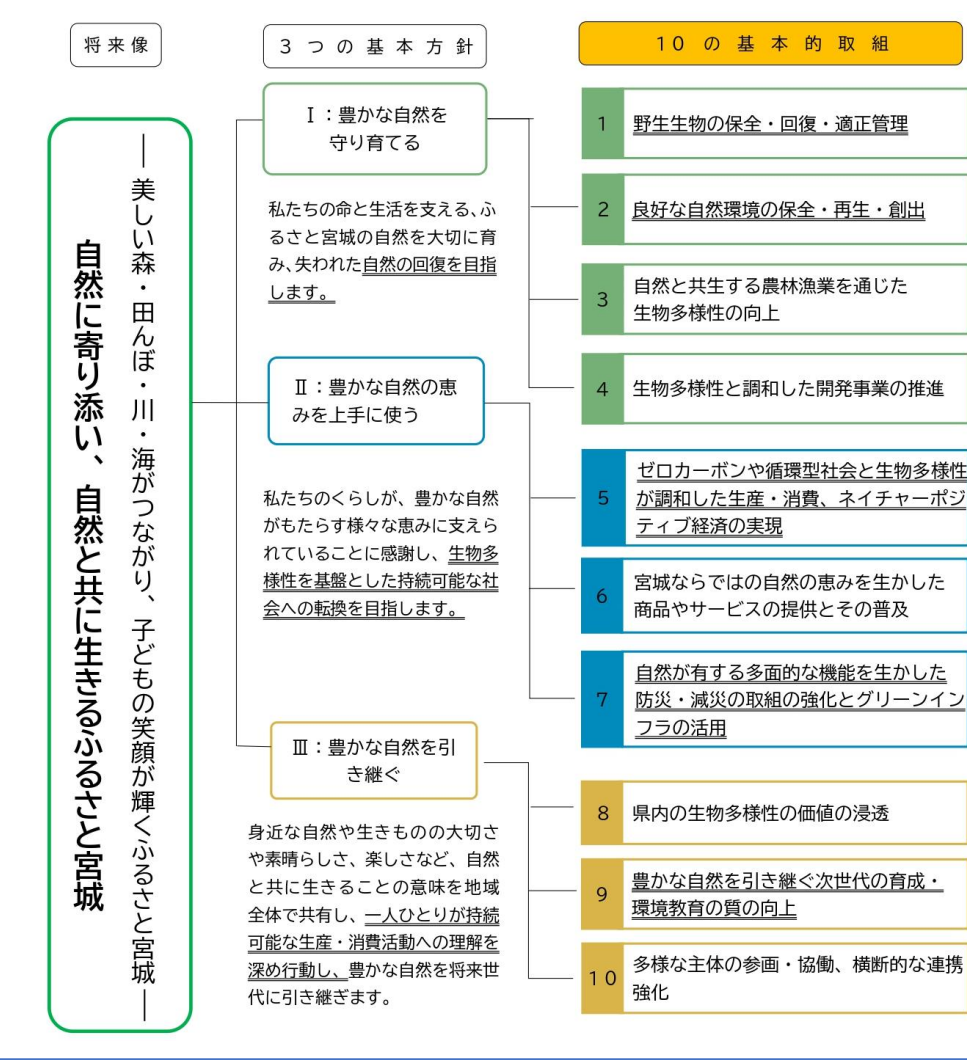
◆ 「10の基本的取組」

3つの基本方針に基づく具体的な取組として、以下の観点を軸に見直し。

- ・「生物多様性回復」
- ・「気候変動対策や循環型社会の施策との連携強化」
- ・「社会経済との連携」
- ・「県民の行動変容」
- ・「自然を活用した解決策」

5. 将来像・基本方針と基本的取組（第4章、第5章）

(1) 計画全体の体系図 ※下線部は、今回見直した主な変更点



(2) 20の目標指標

	指標名	現在値	年度	目標値	年度	新規
1	伊豆沼・内沼における目標生物種の復元状況に関する指標 ①ゼニタナゴ(魚類) ②クロモ(沈水植物) ③ミコアイサ(鳥類)	①レベル3 ②レベル2 ③レベル4	R5	①レベル4 ②レベル2 ③レベル4	R10	○
2	松くい虫等による枯損木量(m³/年)	8,493	R5	10,000	R9	
3	自然共生サイト認定数(箇所)	10	R6	30	R10	○
4	健全な水循環を保全するための要素に関する指標 ①水質 ②水量 ③生態系	①8.1 ②8.7 ③6.7	R5	①10.0 ②8.8 ③7.7	R10	
5	農村の地域資源の保全活動を行った面積(ha/年)	76,759	R5	72,700	R12	
6	間伐実施面積(ha/年)	3,048	R5	5,600	R9	
7	藻場・干潟保全の活動面積(ha)	47	R6	60	R12	○
8	林地開発許可や環境影響評価等による無秩序な開発の抑制(定性)	指導内容の記録や整理を行い、今後の効果的な抑制に努める。				
9	森林等による二酸化炭素吸収量(t-CO₂/年)	1,269	R4	1,316	R12	○
10	宮城県グリーン製品の認定事業者(上)、製品数(下)	66 107	R5	80 130	R12	
11	有機農業取組面積(ha)	364	R5	500	R12	
12	ウェブサイト「宮城旬鮮探訪」のアクセス数(件/年)	1,622,948	R5	1,875,000	R8	
13	海岸防災林の保育管理面積(ha)※R3からの累計	136	R5	753	R9	○
14	生物多様性フォーラム等の参加者数(人)※H27からの累計	746	R5	1,300	R10	
15	生物多様性認知度数(%)	55	R5	80	R10	
16	こども環境教育出前講座実施学校数(校/年)	56	R5	50以上	R10	
17	生物多様性推進活動優秀受賞校数(校)※H27からの累計	48	R5	73	R10	
18	体験学習(農林漁業)に取り組む小学校の割合(%)	84.4	R5	90.0	R10	
19	森林インストラクター認定者数(人)※H10からの累計	725	R5	900	R9	○
20	地域や学校教育と連携した農村環境保全などの協働活動に参加した人数(人)※H18からの累計	66,042	R5	78,500	R12	

6. 推進体制（第6章）

- ▽「宮城県生物多様性地域戦略推進会議」において、学識経験者からの助言や、関係団体との連携を図りながら、取組を推進。
- ▽個別事業の進捗状況を年1回程度とりまとめ、本計画全体の進捗状況については目標指標により点検・評価、公表を行う。
- ▽5年に1回程度を目途に、目標や基本方針、基本的取組などが実態に即したものとなっているか点検し、必要に応じて内容の見直しを行う。